

揖保川流域委員会 設立会

議事録（詳録）

と き・平成 14 年 3 月 4 日（月）

10:00～10:45

ところ・ホテルサンガーデン姫路

< 目 次 >

1 . 開 会 p 1
2 . 河川管理者挨拶 p 1
3 . 委員の紹介 p 5
4 . 揖保川流域委員会設立会 p 8
(1) 新しい河川整備の計画制度 p 8
(2) 揖保川流域委員会の設立趣旨 p 9
(3) 揖保川流域委員会の審議対象範囲 p 9
(4) 揖保川流域委員会設立準備会議の要旨 p 10
(5) 揖保川流域委員会規約 p 12
(6) 揖保川流域委員会の庶務 p 13
5 . 閉 会 p 13

1 . 開 会

司会 只今から揖保川流域委員会設立会を開催させていただきます。私は、国土交通省姫路工事事務所、副所長の岡村と申します。本日の設立会の司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 . 河川管理者挨拶

司会 開会にあたりまして、本設立会の主催者であります近畿地方整備局、鈴木局長よりご挨拶申し上げます。

鈴木局長 皆様、本日は、大変お忙しい中、揖保川流域委員会設立会にご出席いただきましてありがとうございます。先程、控え室の方で何名かの方と名刺交換させていただきましたが、まだの方もおられて、たぶんかなりの方に失礼していると存じます。

今から 12~13 年前ではないかと思いますが、昭和 63 年と 64 年になりましょうか、平成元年までということになるのですが、私は、そのころ姫路工事事務所の所長をさせていただいておりました。ちょうどそのころ、播磨の総社で、60 年か 70 年か忘れましたが、何十年に 1 回という大きなお祭りがありました。それならいつのことだとお気づきになれる方もおられるかもしれません。

当時、私どもは、揖保川水系工事实施基本計画を改定しようということでのいろいろ作業したことを覚えております。私どもなりに、揖保川の大変豊かな自然あふれた流域、そういった川をどのようにしていくのか、下流の方で川が分かれていくのですが、そのあたりを市民とのふれあいの場としてどのように整備していくのか、いろいろなことを議論した記憶があります。

その後、河川法が平成 9 年度に改正になりました。河川改修の歴史というのは、明治の初期にさかのぼるのですが、あえて簡単な申し上げ方をすれば治水が中心、今は、治水ということ自体広い概念でとらえておりますが、非常に狭い意味での治水主体の河川工事からスタートしたわけです。

洪水から防御するという意味、それと舟運、河川の船の通行を確保するという意味、土砂を止めるというような意味、そういうことが中心の河川法がスタートしたわけです。日本で最初にそういった法律を適用して河川改修がなされたのが淀川です。その後、昭和 30 年代に入り、いよいよ高度成長期が間近になってくるというようなときに合わせ、昭和 40 年の初めごろから今度は利水というものが河川法の中に入ってきました。

上水道として、井戸や河川のふだん流れている水に依存するだけではどうしても対応できない、湯水騒ぎがしょっちゅう生じるというような状況になったということ、もう一つは工業用水です。特に重厚長大産業を中心に大量の工業用水、冷却用水が必要となってくる、こういう時代を迎えました。

その工業用水をどのように賄ったかと申しますと、地下水に依存したわけです。その地下水が、実は、5年たち、10年たちという中で、地盤沈下、所によっては何メートルも地盤が沈下するという大変な問題を引き起こしたわけです。この地盤沈下を原因として起こった災害は全国にたくさんあるわけですが、有名なもの、ある程度の年齢の方ならだれでもご存じのものとしては、例えば、5000名の死者を出した伊勢湾台風があります。また、第2室戸台風では大阪が手痛い打撃を受けました。

そういった水需要を地下水に依存することにより、結果的に自然災害を大きくすることになって、これではいけないということで工業用水道法が整備され、水源をダムに求めるということが行われました。淀川では琵琶湖総合開発というような大きなことも行われたわけです。

そういった時期を経て、流域の中でもう一つだんだん問題になってきたことがあります。それは都市化の進展による洪水被害の増大ということで、これまで、流域の中で、緑もあり、田んぼもあり、そういう所をどんどん都市化して、極端な所では市街化率が98%になるというような現象が大きな都市でたくさん起こったわけです。大阪もそうです。

木があった所を草地にしても大した影響はないのですが、そこに家を建てる、家が1軒、10軒、100軒、1000軒、1万軒なら大したことないのですが、10万軒、100万軒、何百万軒というオーダーで家が建てられる。そうすると、降った雨が屋根から雨樋へ、雨樋から下水管を通過して河川へ直行する。同じように、道路に降った雨はすべて側溝に流れ込み、非常な勢いで河川に直行する。このような都市化の進展による洪水の増大ということが起こってきたわけです。

私たちはそういった問題に対処するため、流域の開発によって河川の洪水が増えるという現象が起こったわけですから、それについては、川の中ではどうい処理できません、流域でもさまざまな対策を講じてください、いわゆる総合治水対策といったことをやってきたわけです。

一方、そういった都市化の進展に伴い、下水道の整備が当初は相当遅れていたということもあり、流域の水がどんどん川に流れ込み、いたる所で河川が臭くて鼻をつままないとい

川を渡れないというような大変な水質汚濁の問題が出てきました。これについても、川の中ではどうい処理できないということで、下水道、あるいは住民個人個人のさまざまな活動によって川をよくしていただく、水質の面でも総合的な対応が図られるようになってきました。

さらに考え方がだんだん進んできて、私たちは次のようなことに気がついたわけです。健全な水循環系を構築するためにはどうしたらいいか、こういう発想です。よくよく考えてみると、雨が降り、あるものは地下に行き、あるものは川に流れ込み、あるものは湖沼に流れ込み、そして海へ行く、そういった過程で蒸発し、雲になる、そういう大きな循環系が作られているわけです。

人間はこの水循環系にどういったことをしてきているかと申しますと、ある意味で人間が安全で快適に過ごすため、この水循環系に大変大きな作用を及ぼしております。その作用というのは、例えば、河川管理者であれば、川が自由奔放に流れていた扇状地に堤防を造り、川の流路を川の中に閉じこめる、それによって周りを田畑や市街地にする、こういったことをやってきたわけです。

これとて自然の営みからすれば、人間が安全に住むため、あるいはそこで生産活動を行うため、人間の都合でもって河川の流路を変えてきたということです。家を建てるという行為も、やはり水の流れる経路を変え、地下にかなり行っていたものを高速で河川に流すというように水循環に作用を及ぼし、また、水質汚濁など、いろいろなことが考えられます。

さらに、その視点をもっと大きく地球規模に広げていきますと、私たちは今、地球温暖化やオゾンホールといったことを通じて、私たちの活動が地球規模の問題を引き起こし、海面上昇という問題にとどまらず、気候変動ということを通じてやはり水循環系に大きな作用を及ぼすということに気がついております。そういったさまざまな人間の活動が、ある意味で流域の活動を映す鏡が川であるかのごとく、河川にさまざまな問題を起こしているということです。

この川の中で起こっているさまざまな問題をどのように解決するかということになるわけですが、これには、河川の中だけで解決しようとするると大変大きなお金がかかる、あるいは河川を非常に大きく改変しなければどうい洪水を処理することはできない、このようなことになるわけです。

河川の中で起こっているさまざまな問題を解決するため、流域規模、あるいは地球規模

で、人間の活動それぞれを水循環系の健全なる方向へ、構造の向きを少しでも改める、それによって私たち自身が未永くこの地球上で暮らしていけるのではなからうか、このようなことに気がついたわけです。

こういったさまざまな議論を経て、河川法の話に戻りますが、河川法自体、あえて乱暴な言葉づかいで申しますが、もともとは純然たる治水からスタートし、それに利水が加わり、そして環境ということが加わってきた中で、私たちはもう1つのことに気がつきました。治水だ、利水だ、環境だということではなく、それら全体をうまくバランスさせる、全体を取り込んだ概念として、環境も含め、すべてを大きな治水という概念でとらえて私たちの仕事を進めていくべきではなからうか。

あるいは、いろいろ計画を作って工事をする、ソフト面での活動を流域の皆様にお願ひする、そういったことをやるには専門的な知識が必要ですので、もちろん専門家の意見も聞き、私たち自身も、専門家としての考え方としてきちっとしたものを出していくことが必要です。

よくよく考えてみるとあたりまえのことですが、私たちの広い意味での治水の最終的なユーザーは国民一人一人であるということに気がつき、大きな治水という計画を作るにあたっては、広く意見を聞き、そのうえで最終的な行政としての判断を下していくべきだろうということになり、平成9年度に河川法の改正がされたわけです。

その中で、河川全体の計画、今日は簡略にお話し申し上げますが、おおむね20～30年先を目指した河川整備計画を、さらに大きな計画はあるのですが、作るということになりました。その計画を作るには、1つは、河川に関する学識経験を有する者の意見を聞くということになっております。もう1つは公聴会の開催など、関係住民の意見を反映させるため必要な措置を講じること。さらに、関係都道府県知事の意見を聞く、関係市町村長の意見を聞く、このようなことが法律上明記されることとなりました。

実は、法律では、今申しましたようなことが書かれているわけで、河川整備計画を作るには、本日お集まりいただいているような流域委員会を作って審議していただくというようなかたちには、必ずしもなっていないのです。法律の審議の中でこういったことが考えられるという説明はしております。

この法律を受け、どのように学識経験者の意見を聞くか、また、公聴会の開催など、どのように関係住民の意見を反映させるため必要な措置を講じるか、全国でさまざまなことをやっておりますが、大体今こういうことが適当ではないだろうかと思いつつあるやり

方が流域委員会ということです。私たちは皆様方のご意見を聞いて、いずれこの場で揖保川の河川整備計画案をお示しすることになると思います。また、それについても、皆様方の活発なご意見、ご審議をお願いしたいと思います。

もう1つ、審議の中で、こういった会議での審議のほかに、ぜひ時間を割いていただいて、流域をできるだけ多くくまなく見ていただくというようなことをお願いしたいと存じます。私たちはまたそういった場を用意させていただきたいと考えております。

少し長くなりましたが、私たちの思いの程を申し上げました。よろしく願いいたします。

司会 ありがとうございます。

3 . 委員の紹介

司会 続きまして、揖保川流域委員会の委員のご紹介をさせていただきます。

那須所長 国土交通省姫路工事事務所の所長の那須でございます。では、委員の皆様方をご紹介させていただきます。五十音順で紹介させていただきます。よろしく願いいたします。まず、浅見佳世委員です。

浅見委員 浅見と申します。よろしく申し上げます。

那須所長 委員は、姫路工業大学客員助教授をなされています。分野は植物生態です。続きまして、家永善文委員です。

家永委員 家永です。

那須所長 委員は、前姫路科学館館長でございます。分野は環境保全です。続きまして、井下田猛委員です。

井下田委員 井下田です。

那須所長 委員は、姫路獨協大学法学部教授をなされています。分野は環境政策です。続きまして、櫛田泰三委員です。

櫛田委員 櫛田と申します。よろしく申し上げます。

那須所長 委員は、揖保川漁業協同組合組合長をなされています。分野は漁業です。続きまして、庄一幸委員です。

庄委員 庄です。どうぞよろしく。

那須所長 委員は、元中学校校長でございます。分野は上流域の地域特性です。それから、進藤淳三委員です。

進藤委員 進藤です。よろしくお願いいたします。

那須所長 委員は、元社団法人龍野青年会議所理事長でございます。分野はグ
ラウンドワークおよび地域経済です。続きまして、田中丸治哉委員です。

田中丸委員 田中丸です。よろしくお願いいたします。

那須所長 委員は、神戸大学大学院自然科学研究科助教授をなされています。
分野は農業水利です。続きまして、田原直樹委員です。

田原委員 田原です。よろしくお願いいたします。

那須所長 委員は、姫路工業大学教授をなされています。分野は都市計画です。
続きまして、栃本武良委員です。

栃本委員 栃本です。よろしくお願いいたします。

那須所長 委員は、姫路市立水族館館長兼島根県立宍道湖自然館館長をなされ
ています。分野は水生動物および多自然型河川工事です。続きまして、中元孝迪委員です。

中元委員 中元です。よろしくお願いいたします。

那須所長 委員は、神戸新聞社常任監査役をなされています。分野はマスコミ
です。続きまして、中農一也委員です。

中農委員 中農でございます。よろしくお願いいたします。

那須所長 委員は、学校法人誠和学院姫路建設専門学校校長をなされています。
分野は都市環境デザインおよびまちづくりです。続きまして、波田重熙委員です。

波田委員 波田です。よろしくお願いいたします。

那須所長 委員は、神戸大学大学教育研究センター教授をなされています。分
野は構造地質学です。続きまして、藤田正憲委員です。

藤田委員 藤田です。よろしくお願いいたします。

那須所長 委員は、大阪大学大学院工学研究科教授ならびに、大阪大学保全科
学研究センター長をなされています。分野は水質管理工学および環境生物工学です。続き
まして、正田富夫委員です。

正田委員 正田でございます。

那須所長 委員は、うすくち龍野醤油資料館館長をなされています。分野は地
場産業です。続きまして、増田喜義委員です。

増田委員 増田です。

那須所長 委員は、網干史談会会長をなされています。分野は歴史・文化財で

す。続きまして、丸山信行委員です。

丸山委員 丸山でございます。

那須所長 委員は、姫路市水道局浄水課長兼水質検査室長をなされています。分野は上水道です。続きまして、道奥康治委員です。

道奥委員 道奥でございます。

那須所長 委員は、神戸大学工学部教授をなされています。分野は河川工学および環境水理学です。続きまして、森本一二委員です。

森本委員 森本です。

那須所長 委員は、元中学校校長でございます。分野は歴史・文化財です。続きまして、吉田久夫委員です。

吉田委員 吉田です。よろしく申し上げます。

那須所長 委員は、播州皮革工業協同組合理事長をなされています。分野は地場産業です。最後に、和崎宏委員です。

和崎委員 和崎でございます。

那須所長 委員は、はりまインターネット研究会のメンバーでございます。分野は地域情報化です。以上 20 名の委員をご紹介させていただきました。

司会 ありがとうございます。

鈴木局長 お手元の揖保川流域委員会設立準備会議ニュース 1 という資料の 1 枚目を開いていただくと名簿が載っておりますが、本日の流域委員会の設立にあたりましては、藤田先生をはじめとするこの 15 名の先生方に設立準備会議委員として非常にご熱心にご議論いただいておりますことをご報告させていただきます。ありがとうございます。

司会 ありがとうございます。続きまして、河川管理者の出席者をご紹介させていただきます。近畿地方整備局局長、鈴木藤一郎。河川部長、坪香伸。姫路工事事務所長、那須清吾。以上です。

それでは、設立会に入ります前に、本日の資料のご確認をさせていただきます。揖保川流域委員会設立会、議事次第。同じく、座席表。揖保川流域委員会設立会の会議資料、そのほか、封筒には流域委員会の資料が入っておりますが、これにつきましては流域委員会のときに確認させていただきます。以上ですが、そろっておりますでしょうか、なければ事務局にお知らせいただきたいと思います。

4 . 揖保川流域委員会設立

(1) 新しい河川整備の計画制度

司会 それでは、揖保川流域委員会の設立会に移らせていただきます。まず、会議資料の1ページ、新しい河川整備の計画制度につきまして、河川管理者よりご説明いたします。

那須所長 それでは、資料1の1ページをご覧ください。「新しい河川整備の計画制度」という資料です。先程、国土交通省近畿地方整備局長が申しましたとおり、平成9年度の河川法改正に伴い、これまでの治水・利水に加え、河川環境の整備と保全が法の目的に追加されました。

併せまして、このときに、これまでの「工事实施基本計画」に代わり、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」と、今後20～30年間の具体的な河川整備の内容を示す「河川整備計画」が策定されることになり、後者につきましては、学識経験者、地域住民等の意見を反映するという制度が導入されたわけです。

具体的には、次の2ページをお開きください。旧制度におきましては、工事实施基本計画の案を河川審議会の意見をいただいて決定したということです。新しい制度では、河川整備基本方針の案を社会資本整備審議会、都道府県河川審議会等でご意見をいただき、その決定がなされるということですが、各河川の河川整備計画につきましては、河川整備の目的、河川工事・河川の維持の内容等についての原案を作成したうえ、それを流域委員会等の場を活用し、学識経験者の意見をいただく。また、公聴会の開催等による住民意見の反映をいたすということになっております。

これを受けて作成しました河川整備計画の案を決定いたしますが、さらに、これにつきまして、地方公共団体の長の意見をいただくということを経て決定・公表するということに制度が変わったものです。

資料3ページをご覧ください。今般、揖保川の流域委員会を開催するにあたり、先程、局長から説明がありましたとおり、準備委員会を設立させていただきました。設立準備会議ニュースにありました委員の方々をお願いいたしまして、流域委員会の委員の選定、委員会の公開方法、さらには運営方針という流域委員会の中身をすべてお諮りして決定していただいたということで、今日設立の運びとなったわけです。この準備会の審議結果を受け、本日流域委員会が立ち上がるということです。

(2) 揖保川流域委員会の設立趣旨

司会 続きまして、資料の4ページ、揖保川流域委員会の設立趣旨についてご説明いたします。

那須所長 資料4ページの揖保川流域委員会の設立趣旨につきましてご説明いたします。平成9年度の河川法改正に伴い、河川整備基本方針および整備計画を策定することになりましたが、近畿地方整備局では、今後20～30年の具体的な河川の整備内容を示す河川整備計画の策定にあたり、流域委員会を設置して学識経験者等から意見をいただくということにしております。

揖保川では、揖保川流域委員会設立に先立ちまして、揖保川流域委員会設立準備会議を設置し、その委員会のあり方を審議いただいたことは先程ご説明させていただいたとおりです。なお、この設立準備会議におきまして、大阪大学大学院教授の藤田正憲先生に、その場での互選によって議長になっていただき、審議いただいたところです。

今回、この設立準備会議の審議結果を受けて流域委員会が立ち上がるわけですが、委員会設立の趣旨として、整備計画案の策定にあたり、河川整備計画の原案について意見をいただくことと、関係住民意見の聴取方法と反映のあり方について意見をいただくことを目的とするものです。

(3) 揖保川流域委員会の審議対象範囲

司会 続きまして、揖保川流域委員会の審議対象範囲についてご説明いたします。

那須所長 資料5ページをご覧ください。揖保川流域委員会の審議対象範囲についてですが、本流域委員会に提示し、審議いただく河川整備計画の原案につきましては、直轄管理区間内ということです。資料6ページに揖保川の流域図がありますが、太く青い線の区間が直轄管理区間で、ここについての審議をいただくということです。

ただし、審議につきましては、流域全体での議論が重要であると認識しており、自治体、具体的には、兵庫県が管理している区間と密接に関係している区間についても整合を図っていきたいということで、今後県が管理する区間の河川整備計画ともよく調整し、整合性をとっていくということになろうかと考えております。

(4) 揖保川流域委員会設立準備会議の要旨

司会 続きまして、資料7ページ、揖保川流域委員会設立準備会議の要旨についてご説明いたします。

那須所長 今ご説明させていただきました設立準備会議ですが、その会議の要旨についてご説明いたします。まず、設立準備会議の目的ですが、委員の構成、運営のあり方、情報公開等について審議いただきました。審議にあたりましては、透明性・中立性を確保するために設けた第三者から成る会議とさせていただきました。

設立準備会議の構成メンバーですが、河川に関し学識を有する方で、治水、利水、環境、人文、経済等の分野で揖保川流域の特性に詳しい方、または、揖保川をフィールドとして活動されている方々から各方面の意見あるいは推薦をいただき、選定したということです。設立準備会議は、昨年10月15日および12月11日の2回開催しております。

審議の結果ですが、まず、委員会の組織として、人数は20名以内となりました。委員の任期は2年とし、再任を妨げないということも決まっております。委員の選定は、案としてありました15名のリストのうち、辞退されました1名を除く14名、それに、この設立準備会議で議論してさらに追加して選ばせていただきました6名の方、合わせて20名をご本人のご了解を得たうえで委員候補として確定いたしました。委員候補者の名簿は8ページに示すとおりで、先程ご紹介させていただきました。

資料9ページにまいりまして、流域委員会の運営のあり方についての審議結果です。揖保川流域委員会の規約がありますが、先程来ご説明しているところ以外についてご説明します。まず、第4条ですが、委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。委員長は会務を総括し、委員会を代表する。委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理するということが決まっております。

さらに、第5条、議事の運営の方法です。まず、委員会は委員総数の3分の2以上の出席をもって成立ということで、代理出席を認めないこととなりました。さらに、出席委員の過半数をもって意思決定を行う。なお、その場合には少数意見があればこれを付すということも決まっております。

それから、河川管理者が委員から意見を求められたとき、または、委員長の許可を得て説明や意見の表明をすることになっております。さらに、委員会は、必要に応じて専門的な知識を有する者の意見を聞くことができる。また、委員長は必要に応じて一般傍聴者にも発言の機会を与えるということも決まっております。

資料 10 ページをご覧ください。情報公開についてですが、原則として公開とすること、方法については委員会でこれを定めるということです。なお、河川管理者はこの内容について協力するということが決まっております。

第 7 条の庶務ですが、委員会の指示に基づき中立的立場でということ、近畿地方整備局が委託しました民間企業が行うということになっており、会議資料（案）の作成、議事録（案）の作成、会議内容の取りまとめおよび公表資料（案）の作成等を委員会の指示に基づき行うということになっております。

その他、規約の改正につきましては、委員総数の 3 分の 2 以上の同意を得て行うということ等が決まっております。

資料 11 ページは、流域委員会の情報公開です。先程の規約の第 6 条の部分ですが、情報は原則として公開ということ、方法は委員会で定める。それから、委員会の公開についてですが、まず、一般傍聴者の受入につきましては、すべての希望者が傍聴できるよう可能な限り配慮するということ、原則として入場制限を行わないということになりました。

申し込みの受付は、事前に申し込んでいただくことを基本とし、会場の収容人数に余裕がある場合は当日会場での申し込みも受け付けるということになりました。ただし、申し込み人数が会場の収容人数を超える場合は事前抽選とさせていただきます。会議の開催案内につきましては、記者発表、インターネット、流域市町村へのポスターの掲示依頼、流域住民へのチラシの配布等を行うということです。

それから、委員会資料・審議結果等の情報公開ですが、当日の委員会資料の配布につきましては、傍聴者を含めてすべて委員会参加者に配布するということ、後日請求があった場合も部数を制限して無償で送付するということも決まっております。議事録の公表につきましては、詳録も含めてすべて公表する。ただし、プライバシー保護に配慮するということで、流域委員会の責任においてこれらの取りまとめと公表を行うということも決まっております。

司会 この件につきまして、設立準備会議の藤田議長から補足がありましたらお願いいたします。

藤田委員 ただいまご説明があったとおりで、基本的には情報公開を行っていくということですので、これは皆さんにご了解いただいております。このあとの流域委員会で公開の方針等については議論されると思いますので、これで結構です。

司会 ありがとうございます。ただいま、河川法の改正から揖保川流域委員会の設立趣旨、さらに、設立準備会議の要旨ならびに揖保川流域委員会の審議対象範囲について河川管理者よりご説明いただきました。

(5) 揖保川流域委員会規約

司会 揖保川流域委員会を設立するにあたりまして、再度規約を確認させていただきたいと思います。河川管理者より規約の説明をいたします。資料は12ページです。

那須所長 それでは、先程と重複いたしますが、読み上げさせていただきます。

揖保川流域委員会規約。(趣旨)第1条、本規約は、「揖保川流域委員会」の設置について、必要な事項を定めるものである。(目的)第2条、委員会は、河川法第十六条の二第3項に規定する趣旨にもとづき、近畿地方整備局長が設置し、揖保川河川整備計画案の策定にあたり、河川整備計画の原案ならびに関係住民意見の反映のあり方について意見を述べることを目的とする。

(組織等)第3条、委員会の委員は20名以内で構成し、揖保川水系に関し学識経験を有する者のうちから整備局長が委嘱する。2.委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。3.委員会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選定のうえ、委員会候補として追加するよう整備局長に要請することができる。

(委員長)第4条、委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。2.委員長は会務を総括し、委員会を代表する。3.委員長に事故があるときは、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(議事等)第5条、委員会は、委員長が招集する。2.委員会は、委員総数の三分の二以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。3.委員会は、出席委員の過半数をもって意思決定を行う。なお、少数意見があればこれを付す。4.河川管理者は、委員から意見を求められたとき、又は、委員長の許可を得て説明や意見の表明を行うことができる。5.委員会は、必要に応じて専門的な知識を有する者に意見を聴くことができる。6.委員長は、必要に応じて一般傍聴者にも発言の機会を与える。

(情報公開)第6条、委員会及び委員会審議に関する情報は原則として公開とし、情報公開の方法については委員会でこれを定める。2.河川管理者は、前項で定められた内容について協力する。

(庶務)第7条、委員会の庶務は、近畿地方整備局が委託した民間企業が、中立的立場

で委員長の指示を受けて行うものとし、委員会の指示に基づき以下の業務を行う。1) 会議資料(案)の作成、2) 議事録(案)の作成、3) 会議内容の取りまとめ及び公表資料(案)の作成、4) その他。

(規約の改正) 第8条、本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。(雑則) 第9条、本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。付則(施行期間) この規約は本日から施行するということです。資料14ページには委員の名簿を付けております。

司会 ありがとうございました。それでは、本規約の付則、施行期日を平成14年3月4日とご記入いただき、本日より規約を施行させていただきたいと思います。

(6) 揖保川流域委員会の庶務

司会 ただいま正式に揖保川流域委員会が発足いたしました。早速ですが、本委員会の規約第7条に庶務の規定があります。資料の15ページ、揖保川流域委員会の庶務につきまして、河川管理者よりご説明いたします。

那須所長 揖保川流域委員会の庶務ですが、規約第7条に基づき、会議資料(案)の作成、議事録(案)の作成、会議内容の取りまとめおよび公表資料(案)の作成、その他を行うということで、その定めに従い、揖保川流域委員会の庶務は下記が行います。株式会社ニュージェック内揖保川流域委員会庶務担当です。

5 . 閉 会

司会 ありがとうございました。以上で揖保川流域委員会の設立会を閉会させていただきます。このあと10時50分から、第1回揖保川流域委員会を開催させていただきます。皆様方におかれましては、しばらくの間お待ちいただくようお願いいたします。